

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成23年7月11日(月) 午後3時00分から5時15分
場 所	知事公館中会議室
出席者数	12名
出席委員	高橋委員、河村委員、石野委員、田村委員、伊藤委員、荻野委員、関根委員、川島委員、和田委員、春野委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	横山委員
諮問事項 その他	1 埼玉県青少年健全育成審議会について 2 青少年課の事業について 3 有害図書指定について 4 埼玉青少年の意識と行動調査について

1 開 会

2 委嘱式

3 会長の選任等

会長：高橋委員、会長代理：河村委員

4 議事録署名委員の指名

石野委員、河村委員

5 議 事

(1) 埼玉県青少年健全育成審議会について

事務局から、資料1に基づき説明があった。

<質疑・応答特になし>

(2) 青少年課の事業について

事務局から、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋委員)

予算を立てるときは、まだ東日本大震災が起きていないわけですが、青少年課当初予算体系の基本目標1「青少年の社会性や生きる力を育む」という基本目標に照らして考えますと、「東日本大震災を踏まえて何かできないのか」と思います。

これは、みなさん御承知のように、スーパーアリーナに駆け付けたボランティアが1,000人、そのうちの多くが若者だったと聞いております。若者がボランティア活動に参加するということは、やはり基本目標1に大きく関わってくると思います。

現在、埼玉県の中にもたくさんの地方自治体で被災者のサポートをしているわけですが、そういうことと絡んで若者のボランティア活動を支援するというようなことについては何か議論はありますでしょうか。

(事務局)

震災関係なのですが、予算はもう固まってしまっておりますが、青少年課でも被災地支援の関係で努力はしております。

例えば1、2例御紹介させていただきますと、青少年夢のかけはし事業の中で、林家たい平さんという落語家の方に御協力をお願いしましたら、ボランティアで被災者がいる旧騎西高校を訪問していただいて落語会をやっていただいたということもございます。

それから、先程も御説明した青少年相談員の仕組みがございまして、青少年相談員の会長を中心にボランティアを募っていただいて、自主的に被災地の方でボランティア活動をしていただくというような動きもございます。既存の枠組みの中で、できる範囲で取り組んでいるところでございます。

(高橋委員)

他に何かございませんでしょうか？

資料2-6でネットアドバイザーのことがありましたが、長谷川委員、ネットアドバイザーのことで御質問、御意見、日頃お感じになっていることなど何かございましたら、どうぞ。

(長谷川委員)

ネットアドバイザーの中でも、少し不安に思っている人達がいる。少し受け身になっているような部分が見受けられる。そこをもう少し、明確に目標やビジョンを持ってできるといいかなと思います。

私は北部地区のネットアドバイザーなのですが、色々やっていけば良いと思っております。

(高橋委員)

受け身になっているのをもう少し主体性を引き出すためには、こういう風な工夫がいるとか、そんな御意見はございますか。どうしたらいいとか。

(長谷川委員)

今やっているところなので。月例研修会は月に1回しかみんなで集まれないのですけど、その中だけだと物足りないという人もいれば、ちょっとなかなか参加できないという方もいますので。

(高橋委員)

毎月1回の定例研修会は、何人位いるのでしょうか。

(事務局)

だいたい20名から30名位です。

(高橋委員)

20名から30名、やはり、ちょっと少ないですね。

(事務局)

県内4方面に分けて実施しておりますので。

(高橋委員)

県内4会場でやってらっしゃるのですね。それぞれ20名から30名。それを毎月ですものね。

(事務局)

自主性、主体性のお話ですけれども、例えばお隣の群馬県ではアドバイザーの方が、NPO法人を立ち上げて、こうした活動をしているという事例もございます。今後のアドバイザーの運営につきましては、今回やっていただいている方の御意見や派遣している団体、学校などの御意見もいただきながら改善をしていきたいと思っております。

(高橋会長)

定例研修会とスキルアップ研修会の中で、主体性を高めていくことについては是非配慮いただければと思います。

(荻野委員)

今のことに関連してですが、集まるにしてもなかなかスケジュールが合わないことがあります。ITはどんどん進んでいて、いくらやっても追いつかない。うちなんか子どもの方がよく知っている位です。もっと頻繁に情報を流してもらいたいと思います。最新情報やこういう事例があるよとか、みなさんに周知徹底できるような、もう少し素早い対応をしてもらわないと、どんどん物事が進んでしまいます。そのようなことについて心がけてもらえるとありがたいと思います。

(高橋会長)

他にございませんでしょうか？

(増田委員)

「高校生世界へはばたけ育成塾」や「夢のかけはし事業」など、色々な事業がありますが、こうした素晴らしい事業がたくさんあるのですから、これを学校とかPTAのみなさん方にどのように広めていらっしゃるのかなと思います。私が教員だったら是非やってみたいなと思いました。学校には、どのようにお知らせしているか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

資料につきましては、教育委員会を經由してお送りしております。ただ、単にお伝えするのでは、周知が十分行かないところもあります。例えば、ネットアドバイザーの時もそうでしたが、職員がPTAの集まりや教育委員会の集まりに出向いて説明しています。「高校生世界へはばたけ育成塾」につきましても、担当者が個別に高校にお邪魔して、個別具体的に説明させていただいています。多くの方々に活用していただけるように努力しています。

(3) 有害図書の指定について

事務局から、資料3-1、3-2に基づき説明、対象図書の閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(石野委員)

そもそも論で申し訳ないのですが、有害図書の指定後の対応について教えていただきたい。

例えば、実際書店等では子ども達が有害図書を閲覧しないように、どのように制限できるのか。

また、指定結果を発行元にはどのように通知するのか。それに対して、発行元は異議申立てをすることができるのか等についてお伺いしたい。

(事務局)

資料3-2にあるとおり、店舗等には「有害図書等の青少年購入等禁止表示」や

「有害図書の区分陳列」の義務が生じます。そもそも条例に基づいて、「青少年への売買、交換、貸付け等の禁止、区分陳列」（「青少年の有害図書等の購入、閲覧、借受け禁止」の）表示義務が規制されまして、それぞれ違反した場合には罰則が設けられております。また、有害図書に指定された場合は、各販売店に青少年課から有害指定の通知をすることにしてあります。規制事項の3点をお知らせするとともに、違反した場合は罰則がございますという内容を各書店やコンビニに通知をするといった手筈になっております。以上でございます。

（石野委員）

発行元への通知はあるのですか。

（事務局）

発行元には通知の予定はございません。

（春野委員）

今回の対象図書は7月号、8月号とかなっていますけれども、まだ発行されてないのですか。それとも既に販売されていて買っている人がいる状態なのですか。

（事務局）

既に販売されているものでございます。

（春野委員）

月刊誌は何月号と書いてあるものよりひと月ほど早く出ていますので、現実問題として、これから有害図書に指定して書店等に通知をされるというところでは、もう次の号が出ているような状態ということですね。

（事務局）

現実はそうですね。まだ若干余裕がございますけれども。

（春野委員）

買っていない人が少し対象になるということですね。

（高橋会長）

他にございませんでしょうか。

（長谷川委員）

有害図書に指定した旨を通知するのは、書店だけなのですか。ブックオフなどの二次的な流通をしているところはどうかのですか。

（事務局）

ブックオフも含み図書等を取り扱っている店舗に通知します。コンビニ、書店合わせて県内だいたい3,000店舗ほどございます。

（春野委員）

先程の件ですが、有害指定の検討というのは、もう少し早くならないのでしょうか。

（事務局）

発行されないと確認できない仕組みになっています。発行前の編集の段階で「この表現はどうかですよ」というのは表現の自由等の問題もありますし、我々とし

ては、そこまで規制することはできません。発行されて店頭に並んだ書籍について、「ここの部分の表現は青少年の健全育成に好ましくない」という判断をして、審議会の決定を経た上で、書店等に分離配架してくださいと通知するわけです。青少年の性的欲望を異常に刺激する有害図書というのがあるのですが、それも同じで、実際に発行されたものでないと行政として行動することができないのです。その前に行動するのは表現の自由の問題などもあり、極めて難しいと考えております。

具体的な効果については、波及効果というのでしょうか、青少年と一緒に閲覧できる場所に配架されずに分離されることによって、書店販売店やコンビニの人達に「こういう本は青少年にはいけないのだな」ということを御理解いただくということから始まっていくと考えております。実際に青少年でない人達は買ってでもいいわけですから、発行そのものを差し止めているわけではないので、直接的な効果がすぐに出てこないのではないかなというところが、歯がゆいところです。

(春野委員)

審議会がある月にだけ検討ができるとういうことで、実際は年3、4回の審議会の月以外に発行されるものについては審議もできないということなのですね。

(事務局)

現行の枠組み上、そういうことになります。先ほど申し上げましたけれども、表現の自由、営業の自由との絡みもございます。今回の対応につきましては、条例の枠の中で表現の自由、営業の自由を十分担保しながら実施してまいります。

(事務局)

資料3-2に個別指定、包括指定の説明があります。いわゆる性的刺激を与える本というのは青少年の健全な育成を阻害するということになるのですけれども、今は性的刺激を与える本は包括指定になっております。

かつては個別指定になっておりまして、本を個別に買ってきて、事務局職員が1冊1冊見て、「このページとこのページとこのページは条例に違反する」ということで、全部目を通して、個別に本の名前も入れて有害図書として指定しておりました。今は、包括指定になっていまして、「こういう条件にあたるものについてはだめですよ」という方法になっています。かなりの期間を経てから包括指定に移っています。今は性情報が載っている本については、個別には指定していません。

将来的に暴力団関係の本についても、「社会的にこういうところまでは規制すべきですよ」というコンセンサスがある程度までとれるような状況になってくれば、個別の指定ではなくて包括指定に移行するという事も考えられるかもしれません。

ただし、難しいのは「どこまでがいけないのが」というのを誰がどう判断するか、極めて微妙な問題があります。「これはまっとうな職業でその職業を紹介して何が悪いのか」と仰る方もいるかもしれません。曖昧な形で包括指定するのは、難しいと考えております。

お時間をいただき、慎重に検討を行わないと、包括指定に移行する状況にはない

ことを御理解をいただきますでしょうか。

(春野委員)

はい、わかりました。

(高橋会長)

なんだか靴の下から足を搔いているようなもどかしさがどうしてもつきまとうのですが、以前にも子ども向けのポルノコミックのことが問題になったことがございました。最終的には住民がチェックするということがないと継続的にはできないという問題があります。

書店自身の自主努力というものがどれだけできるのかというようなこともあろうかと思えます。そもそも暴力団を賛美する図書を書店とかコンビニで取り扱うこと自体いかななものかという意見もあろうかと思えます。

伊藤委員はコンビニエンス協会とも関係がある日本フランチャイズチェーン協会、川島委員は埼玉県書店商業組合理事長という立場でもございますので、例えば書店とかコンビニが自主的に暴力団関係者の書籍を取り扱わないことができないのかという点については是非御意見を賜ればと思います。まず伊藤委員いかがでございましょうか。

(伊藤委員)

先ず、フランチャイズチェーン協会で行っております成人向け雑誌の取り扱いに関する自主規制についてご説明致します。一点目は個別指定された図書につきましては、指定された段階で当該自治体管内の商品を撤去しますという取組でございします。従って個別指定商品については取り扱わないというのが私達の自主規制でございします。

二点目は表示図書の対応でございします。この表示図書というのは、「18歳以上の方向け」ということで表示をつけているのですが、その表示がついている図書は取り扱わないことにしております。

先ほど包括指定という話でございましたけれども、各都道府県で包括指定している図書については、基本的には上下二点のシール留めをした上で、区分陳列をして販売しています。上下にシール留めしてありますから、手に取って開くことができないという状況にあるわけです。そのようにして販売しています。

暴力に関係する雑誌につきましては、基本的には各社の判断に委ねざるを得ないというのが実態でございします。取り扱っているところがあれば、取り扱っていないところもあります。社によっても異なりますし、店舗によっても違っているという状況でございします。

従いまして全店にこの本が全部並んでいるかということとは全くない状況でございします。多分半分以下しかないだろうと思えます。ただし、きちんと区分陳列什器内でシール留めして販売しているかといいますと、必ずしもやりきれていないところが現状でございします。

個別指定されれば、即座に店頭から撤去しています。個別指定の図書は指定され

た月のものを単発で撤去していくしかありません。仮にAの7月号が指定されたからといって、今後Aという雑誌を全部止めていくのかということとそういうわけではないという状況でございます。

もし、今後こういった雑誌が指定されていくということになれば、業界としては出版社に対して、未成年の方が手にとって閲覧、購入できないように上下二点シール留めという要請は当然していきたいと思います。それが実現できるかどうかはまた別の問題になりますけれども、いずれにしても指定されていくことになれば、その都度撤去することとなりますので、コンビニ業界・出版業界ともにデメリットも大きいだろうということを申し上げておきます。以上です。

(高橋会長)

ありがとうございました。それでは書店の立場から川島委員、いかがでございましょうか。

(川島委員)

書店の方も伊藤委員がおっしゃられたように、各書店で自主規制していますし、指定されている本については、取次というところがございまして、大きいところではトーハン、日本出版販売などがあります。そういうところでは有害図書を普通送ってこないことになっています。書店商業組合といっても全部の書店が入っているわけではなくて、主に昔からある町の本屋さんが書店商業組合に入っておりまして、新しく出てきた大型店舗とかは一部入っていないところが多くなっています。

そのような店舗ではどういう本を売っているかは把握できていないのですけれども、埼玉県に関しては、書店商業組合に加盟している店においては、まず有害図書は販売していないと思っております。これからも有害図書で指定されているような本については、書店商業組合としても販売はしないようにということはお互いの了解でやっております。以上です。

(高橋会長)

一般市民からこういうことについて何か声が寄せられるということとはございませうか。

(伊藤委員)

暴力に関係する雑誌云々に関わらず、いずれにしても青少年にとってよくない雑誌の取り扱いに関する声は以前、だいぶいただきました。そういう声もあったので、協会としましても成人向け雑誌対策PTを立ち上げて、自主規制に取り組んできた次第でございます。その結果今はかなり、コンビニがこういう取組をしているということも理解されてまいりましたし、それほどひどい状況に放置されているということがないということもだいぶ認知されてまいりました。今は各社ともにそういった声は非常に少なくなっただけというのは事実でございます。

(高橋会長)

何か皆さんの方から御質問はございますでしょうか。

(石野委員)

確認なのですが、認定基準の暴力を指向・容認する団体である云々という点での有害図書の指定は、今回が初めてなるのでしょうか。

(事務局)

今回が初めてでございます。

(石野委員)

そうするとコンビニや書店の話がありましたけれども、有害図書に指定されれば販売現場では、こういう暴力団を扱った書籍も有害指定になる場合があることがある程度認知されるということになるのでしょうか。

(事務局)

先程、申し上げたように各店舗にハガキで通知いたしますので、ある程度周知されてくると思います。

(高橋会長)

他にございませんでしょうか。

(高橋会長)

有害図書の問題は古くから議論がずっと行われてきたことでございますし、何を持って有害とみなすのかという議論もずっと続いております。「表現の自由」や「出版の自由」、それと青少年の健全育成との兼ね合いをどうみるのかということが、議論の本質でございます。

ただいま書店とコンビニの立場から、両委員からお話をいただいたわけですが、できれば今後も自主的に暴力団関係の書籍の取り扱いの自粛に是非取り組んでいただければと存じます。

その他、御意見ございませんでしょうか。

(関根委員)

事例を紹介しますと、私の関わっている子どもで背中に刺青を入れている子がいます。どうして入れているか尋ねると「小さい時に有害図書の写真がとっても綺麗だった」と言うのです。それは中学校の時だったのですが、すごく憧れたようです。その後悪いこともするようになって、「俺は絶対背中に刺青を入れるんだ」と思ったようです。

このことから、前もって子ども達の目の届かないところに置いて置くことも必要なのかなと思います。

青少年健全育成推進員の前は環境浄化委員という名称でしたが、昭和の時代ですと白ポストというものがありません。有害図書を家庭に持ち込まないということで、御両親が有害図書を駅のポストに捨てて、家に持ち込まないという運動がありました。それで回収してみると卑猥な描写や写真がたくさん入っているのです。お父さん、お母さんが家に持って帰るといづれ子どもの目に留まってしまうので、やはり、ストップかける必要があるのかなと感じました。

先程の子どもは、有害図書を見て、一時的にきれいな背中の刺青に憧れて、実際に刺青を入れてしまったけれども、その数年後に後悔することになってしまいました

た。刺青のために温泉にも入れないし、温泉に行っても家族風呂しか入れない、俺はなんて馬鹿だったのだということを言っていました。その前に会っていたならば、そんなのやめさせたのになと思います。

今、十代の子ども達に関わっておりますけれども、やっぱり刺青に憧れるんですね。やっぱりスポーツ選手とかでもやっているのですごく憧れる。どこかでストップかけられないのかなと、感じております。

(高橋会長)

他にございませんでしょうか。

それでは、今回諮問を受けた図書につきましては、すべて有害指定すべきものとして知事に答申するという事によろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(高橋会長)

それでは全員異議がないようでございますので、なお、知事への答申につきましては、後ほど事務局を通じて提出するという事にさせていただきたいと思っております。

(4) 埼玉青少年の意識と行動調査について

事務局から、資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(河村委員)

10歳から14歳用なのですけれども、小学校4年生が答えるには分量が多くて、たぶん未回答というものがかなり出る形になるのでないかなと思うのですけれども、そういうものの取り扱いはどのようになるのでしょうか。

(事務局)

未回答の設問につきましては、未回答という形で、どれだけの人が未回答になったかという形での集計となります。

(河村委員)

回収したものをそのまま集計するという方向なのですね。

(事務局)

はい、そうですね。

(石野委員)

今の件で、質問書、特に10歳から14歳というのを拝見して、実際、小学校4年生から、あるいは小中学生が、これを読んできちんと回答できるのかなと率直に思ったのですけれども、過去に例えば同じように調査して、ある程度の回収率とか回答率はあったのでしょうか。

(事務局)

前回、同じような設問を掲げたものがございましたけれども、例えば満10歳から14歳での回収率は77.6%ということで、非常に高い回収率の方は出ております。

(高橋委員)

他にございますか。

(田村委員)

非常に意地悪な質問ですが、調査することはすごくいいことで重要なことだと思うのですが、なんでこれを委託事業でやるのかな、と思います。青少年課独自でやらないのかというのが非常に疑問なのですけれど。

郵送、留め置きで回収するのに訪問するだけですので、1,200件であれば、1人で1日40件行ったとしても1か月で終わります。青少年課で人が足りないのはよく分かります、県の職員も減らされていますし、すごく分かりますけれども、独自で動いた方がもっといいものがもらえたり、もっといい感覚ができたりすると思います。行政は、よく委託したり、市民にお願いしたりします。国勢調査もそうですけどね。

そういうのって行政職員が回った方がより切実な問題が自分達で分かると思うのですが、何故これを委託事業でやるのですか。やはり人がいないからですか。

(事務局)

毎回委託でやらせていただいていたというのもありましたので、職員が調査に行くことは想定しておりませんでした。田村委員がおっしゃるとおり現場の意見も聞くというのは本当に大事かと思えます。言い訳ではありませんが、他の事業も色々あるので、この事業で職員が回収に行けるかという現状としては厳しいと思います。青少年の声を直接聞くという点については、他の事業でも色々やっていて直接接する機会もあるので、その部分でなるべく対応していきたいと思えます。申し訳ありませんが、今回このアンケートを職員がするのは、かなり物理的に難しいということでございます。

(田村委員)

余計なこと言いますが、多分入札だから1千万円以上の額ですか。

(事務局)

そこまではかかっておりません。

(田村委員)

1人の人件費分位出るのではないかなと単純に思うのですが、年間トータルですると仕事の割振りとかで対応できるのではないですか。そういう必要性を人事的に要請する必要があると思うのですね。非常に意地悪で申し訳ないのですが。

(事務局)

少し検討させていただければと思います。アンケートを取る場合の設問のノウハウもありますので。専門業者の人にこちらの真意を伝えて、こういう気持ちを聞き

たいのだけれども、どういう聞き方をしたらいいのかという専門機関のノウハウを使わせていただきたいというのも勿論ございます。青少年課で様々な事業を行っているので、これだけに1年間かけるという労力も実情としては厳しい面もございます。今回は間に合わないものですから、この方法でやらせていただければと思います。少しお時間をいただいて、例えば専門の非常勤を雇って専門的に回ってもらうとか、何人かくっつけるとか、やり方はいろいろあるかもしれませんが検討させていただきます。

(河村委員)

では、次回からということで。満10歳から14歳を同じ質問紙でやるということ自体に無理があると思います。理解度からいって無理があります。質問、意識をどうやって聞いたらいいかっていうような時に、私がやはり気になるのは、これをきちんと答えるだろうかということです。普通私達が色々な調査を子ども達にする時には、先ず信頼のおける先生のクラスで行います。そして、ある程度中身が混み入ったものと、その先生に十分に説明したりします。そして、その先生が、「これは成績とは関係ないのよ」と言える信頼関係を子どもたちと築いている中でやっていただいています。そのことから、郵送で留め置きでいいのかというのも含めて疑問もあります。例えば、大学を利用していただいて上手くタイアップできるといいなと思いました。そうすると学生の学びにもなりますし、次回からでもいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。県としては例えば10歳の子どもたちの考え方の変化をこの調査の中で把握したいというのもあります。10歳から14歳と長い括りですが、10歳と14歳では発達状況が随分違いますから同じ設問で果たしていいのかという疑問は仰るとおりです。

どこかで判断をしなければならぬのかもしれませんが、経年変化は把握できなくなってしまうけれども、例えば10歳は今までの質問は変えてこうしよう、12歳、13歳はこういう風にしようという考え方を導入した方がより実態に近い回答が得られるのかもしれませんが。

もう1つは大学の先生や学生、教育委員会に御協力いただいて、学校の授業の中で回答をいただくということも考えられます。場所はやや特定されてきますけれども、傾向としては非常につかみやすいものが出てくると思います。

教育に実際に携わっている機関の御協力をいただいて、そこからデータを得ることができれば非常に素晴らしいと思います。委員の先生方の御協力もいただきながら、毎年調査しているわけではないので、何年か先までにそういう下地を作れるように、検討していきたいと思います。場合によっては後押しをしていただきながらやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(石野委員)

先ほど回答率を聞いたら77%と仰っていましたがけれども、例えば小学校4年生

の子どもが、自宅に送られてきて、調査票をめくって、自分で全部考えながら書くというのは、推測ですけれども、自分の家のことを考えるとあり得ない気がします。大体親にここにつけろと言われてつけたということが多いという気がするのですよね。

だから、あまり77%という回収率の数字だけをみて、実態を反映していると捉えたとしたら、実態と乖離したり、誤った情報やデータになってしまう可能性もあるのではないかと思うのです。

だから、河村委員が仰ったように、もう少しきめ細かな調査をやられた方がいいのかなというようには感じました。

(高橋委員)

ありがとうございました。審議会らしい雰囲気になってきました。ともすれば、どうしても事務局案の追認というものに終わりがちな審議会の根源を揺るがすような御意見が出てまいりましたが、是非早めに委員の意見も聞いていただいて、従来の慣例を根本的に見直す必要があるところは見直して、委員の意見を取り入れられるところは取り入れていただいて、是非みなさんの活発な意見を活かしていただければと思っております。

それでは時間も予定の時刻を過ぎておりますので、全体として是非ぜひ発言したい方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

(春野委員)

時間がないので仕方がないという議論にならないように余裕をもった審議ができるようお願いできればと思います。

(高橋委員)

日程的なところは考慮していただいて、追認に終わらないようにスピードをもう少し早くしていただけるとありがたいなと思います。

4 閉 会